

第 9 回 定 例 教 育 委 員 会 議 案

と き 令和6年9月20日
午後3時30分
ところ 生涯学習センターぼろろ
3階会議室

1 開 会 宣 言

2 委員の出席報告

3 会議録署名委員の指名

4 前回会議録の確認

5 教育長一般行政報告

6 内 容

議案第19号 南幌町スポーツセンター条例の全部を改正する条例
制定について

議案第20号 南幌町スポーツセンター管理規則の全部を改正する
規則制定について

議案第21号 南幌町農村環境改善センター条例の全部を改正する
条例制定について

議案第22号 南幌町農村環境改善センターの管理等に関する規則
の全部を改正する規則制定について

そ の 他

7 そ の 他

教育委員会行事予定について
次回教育委員会の開催日程について

8 閉 会

教育長一般行政報告

令和6年8月23日～令和6年9月19日

[illegible]

議案第 19 号

南幌町スポーツセンター条例の全部を改正する条例制定について

南幌町スポーツセンター条例（平成4年南幌町条例第21号）の全部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和6年9月20日提出

南幌町教育委員会教育長 西田 篤人

記

南幌町スポーツセンター条例の全部を改正する条例

南幌町スポーツセンター条例（平成4年南幌町条例第21号）の全部を次のように改正する。

南幌町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例

（設置）

第1条 町民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図ることを目的とし、南幌町スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 スポーツセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南幌町スポーツセンター

位置 南幌町中央2丁目4番1号

（指定管理者による管理）

第3条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、スポーツセンターの管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。

- （1） スポーツセンターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- （2） 施設等の利用の許可に関する業務
- （3） 利用料金に関する業務
- （4） 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（利用の許可）

第4条 スポーツセンターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可された事項の変更又は取り消しをしようとするときも、同様とする。

（利用の制限）

第5条 指定管理者は、施設の管理運営上、必要と認めたときは、前条の許可に利用の制限、その他必要な条件を付することができる。

2 次の各号の一に該当するときは利用の許可をしない。

- （1） 公の秩序、又は風紀を乱すおそれのあるとき。
- （2） 建物及び施設物件等を損傷、滅失その他損害を与えるおそれのあるとき。
- （3） 特定の政党の利害に関する事業を行うとき。
- （4） その他管理運営上適当と認め難いとき。

(利用の変更、停止又は許可の取消し)

第6条 指定管理者は、利用者が次の各号の一に該当するときは、利用の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用の許可条件に違反したとき。
- (2) 条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用の許可等を受けたことが判明したとき。
- (4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。
- (5) 前条第2項に該当すると認めたとき。

2 前項の規定により利用者に損害が生じて、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。

(特別設備等の許可)

第7条 利用者は、スポーツセンターの利用に当たって特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金)

第8条 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表1及び別表2に定める利用料金の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。また、これを変更しようとするときも、同様とする。

3 利用者は利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の免除)

第9条 次に掲げるものは、利用料金を徴収しない。

(1) 専用利用

ア 町及び教育委員会が主催又は共催で利用する場合

イ 町が委嘱する非常勤特別職の委員会が主催で利用する場合

ウ 国、道等の関係機関が主催で利用する場合

エ 町長が会長職となっている団体が主催で利用する場合

オ 町内の学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所が行う教育活動又は保育活動で利用する場合

カ 町内の障がい者を活動の主体として構成された団体が利用する場合

キ 指定管理者が施設の管理運営等に関して利用する場合

ク 消防署又は消防団が主催で利用する場合

ケ 町内会が主催で利用する場合

コ 郷土芸能等の保存継承団体が利用する場合

サ 青少年育成団体が利用する場合

シ 町内の生活安全対策を推進する極めて公共性の高い組織が主催で利用する場合

ス 極めて公共性の高い活動を行う団体で、町長が認める団体が利用する場合

(2) 個人利用

ア 町内の障がい者（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示した個人及び介助員1人含む）が利用する場合

（利用料金の還付）

第10条 既納の利用料金は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) スポーツセンターの管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰すことができない理由により、スポーツセンターを利用することができないとき。

(3) 利用日の10日前までに利用の変更又は取り消しを申し出て、指定管理者が認めたとき。

（原状回復の義務）

第11条 利用者は、その利用を終えたとき、又は利用の許可を停止され、若しくは取り消されたときは、直ちにその利用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を利用者から徴収することができる。

（損害賠償）

第12条 利用者が故意又は過失により施設等、その他の物件を損傷し又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（入館の禁止等）

第13条 指定管理者は、スポーツセンター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者を退館させることができる。

（必要措置の命令等）

第14条 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用を許可した場所に立ち入り、利用者に報告を求め、又は必要な措置をとることを命ずることができる。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の日から、指定管理者が指定されるまでの間は、改正前の南幌町スポーツセンター条例を適用する。

別表1（第8条関係）

（1） 専用利用

区分	1時間につき
アリーナA	900円以内
アリーナB	900円以内
格技場	540円以内

（2） 個人利用

	区分	1時間につき	回数券
アリーナA	小学生・中学生・高校生	40円以内	400円以内
アリーナB	一般	60円以内	600円以内
格技場			
ランニングコース	満65歳以上	40円以内	400円以内
トレーニングルーム			

備考

- 1 アリーナ及び格技場の専用利用は、10人以上の構成をもって利用する場合に限る。
- 2 町民以外の者が利用する場合は、10割加算する。
- 3 入場料等を徴収する場合は、10割加算する。
- 4 営利又は営業が目的の場合は、10割加算する。
- 5 入場料を徴収し、かつ営利又は営業が目的の場合は、30割を加算する。
- 6 回数券は22枚とし、1枚の利用時間は1時間とする。
- 7 1時間未満の利用料金については、1時間として算出する。

別表2（第8条関係）

（1） 専用利用

区分		1時間につき
プール	全面	16,000円以内
	一般用プール1コース	2,000円以内
	歩行用プール	4,000円以内
	幼児用プール	4,000円以内

（2） 個人利用

区分		1回につき	回数券	シーズン券
プール	小学生	100円以内	1,000円以内	3,000円以内
	中学生			
	高校生			
	一般	300円以内	3,000円以内	9,000円以内
	満65歳以上	100円以内	1,000円以内	3,000円以内

備考

- 1 プールの専用利用は、10人以上の構成をもって利用する場合に限る。
- 2 町民以外の者が利用する場合は、10割加算する。
- 3 入場料等を徴収する場合は、10割加算する。
- 4 営利又は営業が目的の場合は、10割加算する。
- 5 入場料を徴収し、かつ営利又は営業が目的の場合は、30割加算する。
- 6 回数券は11枚とする。
- 7 シーズン券は、発行した当該年度の開設期間に限り有効とする。
- 8 1時間未満の利用料金については、1時間として算出する。

提案理由

南幌町スポーツセンターの管理を地方自治法に基づく指定管理者に行わせるため、本案を提案するものである。

議案第 20 号

南幌町スポーツセンター管理規則の全部を改正する規則制定について

南幌町スポーツセンター管理規則（平成4年南幌町教育委員会規則第4号）の全部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和6年9月20日提出

南幌町教育委員会教育長 西田 篤人

記

南幌町スポーツセンター管理規則の全部を改正する規則

南幌町スポーツセンター管理規則（平成4年教育委員会規則第4号）の全部を次のように改正する。

南幌町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、南幌町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（令和6年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開設期間等）

第2条 南幌町スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）の開設期間、利用時間及び休業日は別表のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これらを変更することができる。

（利用の申請）

第3条 スポーツセンターを利用しようとする者は、次の区分に従いスポーツセンター利用申請書（別記第1号様式。）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

2 条例第8条別表1及び別表2中に規定する専用利用をしようとする場合は、1か月前までに指定管理者に提出しなければならない。

3 条例第8条別表1及び別表2中に規定する個人利用をしようとする場合は、利用当日、指定管理者に提出しなければならない。

（利用許可書等の交付）

第4条 指定管理者は、前条第2項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、スポーツセンター利用許可書（別記第2号様式。以下「利用許可書」という。）を交付するものとする。

2 指定管理者は、前条第3項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、次の各号に掲げる利用券等の交付し、利用を許可したものとみなす。

（1） スポーツセンター個人利用券（別記第3号様式）

（2） スポーツセンター回数券（別記第4号様式）

（3） プールシーズン券（別記第5号様式）

（4） プール回数券（別記第6号様式）

3 前2項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の際、利用許可書又は利用券等を携帯し、指定管理者から求められたときは、提示しなければならない。ただし、同条第2項第2号及び第4号の規定による利用者はこの限りではない。

(利用期間の制限)

第5条 同一利用者がスポーツセンターを引き続き利用できる期間は、3日までとする。

ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(利用の変更等)

第6条 利用者が許可された事項の変更をしようとするときは、あらかじめ利用許可書を指定管理者に提出し、許可を受けなければならない。

2 利用者が許可された事項の取り消しをしようとするときは、利用許可書を指定管理者に返還しなければならない。

(利用料金の還付)

第7条 条例第10条ただし書の規定により還付する利用料金の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 条例第10条第1号の規定に該当する場合 全額

(2) 条例第10条第2号の規定に該当する場合 全額

(3) 条例第10条第3号の規定に該当する場合 2分の1の額

2 前項の規定により、利用料金の還付を受けようとする者は、スポーツセンター利用料金還付申請書(別記第7号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(特別設備等の申請及び許可)

第8条 条例第7条の規定による許可を受けようとする者は、スポーツセンター特別設備設置等申請書(別記第8号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を許可したときは、スポーツセンター特別設備設置等許可書(別記第9号様式)を交付するものとする。

(プログラム等の提出)

第9条 スポーツセンターを競技会その他の催し物に利用しようとする者は、あらかじめプログラム等を指定管理者に提出しなければならない。

(指定管理者の立ち入り等)

第10条 利用者は、指定管理者がスポーツセンターの管理運営のために立ち入ることを拒むことができない。

(利用者等の遵守事項)

第11条 利用者及び入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可なくスポーツセンター(敷地を含む。以下同じ。)内で物品の配付、又は販売、若しくは募金等の行為を行わないこと。

(2) 許可なくスポーツセンター内で広告宣伝物等を掲示し、又は配付し、若しくは看板立札等を設置しないこと。

(3) スポーツセンター内の所定の場所以外で飲食、又は喫煙、若しくは火気を使用しないこと。

(4) 建物、又は附属設備、若しくは備付物品を損傷、滅失したときは、直ちに指定

管理者に届け出ること。

(5) 許可を受けた目的以外に利用し、その全部若しくは一部を他に転貸し、又はその権利を譲渡しないこと。

(6) その他施設等の管理運営に支障を及ぼす行為をしないこと。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の日から、指定管理者が指定されるまでの間は、改正前の南幌町スポーツセンター管理規則を適用する。

別表（第2条関係）

（1） 専用利用

施設名	開設期間	利用時間	休業日
アリーナA、アリーナB、格技場、トレーニングルーム	通年	午前9時00分から 午後9時00分まで	（1） 毎月第1月曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその翌日） （2） 12月30日から翌年1月5日まで （3） その他、教育委員会が必要と認めたとき
プール	5月1日から10月31日まで	午前10時00分から 午後8時00分まで	（1） 毎月第1月曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその翌日） （2） その他、教育委員会が必要と認めたとき

提案理由

南幌町スポーツセンターの管理を地方自治法に基づく指定管理者に行わせるため、本案を提案するものである。

南幌町スポーツセンター利用申請書

利 用 日 時	年	月	日 ()	時	分～	時	分
		月	日 ()	時	分～	時	分
		月	日 ()	時	分～	時	分
		月	日 ()	時	分～	時	分
		月	日 ()	時	分～	時	分
		月	日 ()	時	分～	時	分
		月	日 ()	時	分～	時	分
		月	日 ()	時	分～	時	分
		月	日 ()	時	分～	時	分
利 用 目 的				利用人数	名		
利 用 責 任 者	氏名			電 話			
利 用 内 容	1. アマチュアスポーツ イ. 営利を目的とする 2. その他の催しもの ロ. 営利を目的としない 3. 入場料等の徴収 (有 ・ 無)						
利 用 場 所	アリーナ (半 ・ 全)		格 技 場		会 議 室		
	一般用プール () コース		歩行用プール		幼児用プール		
利 用 料 金	アリーナ 円		格技場 円		会議室 円		
	一般用プール 円		歩行用プール 円		幼児用プール 円		
	審査の結果 (承認 ・ 却下) します。						
免 除	免除基準 条例第9条 号に該当						

上記のとおり南幌町スポーツセンターの利用を申請します。

年 月 日

指定管理者 様

申請者 団体 (個人) 名

住 所

代表者氏名

南幌町スポーツセンター利用許可書

利 用 日 時	年	月	日 ()	時	分～	時	分
		月	日 ()	時	分～	時	分
		月	日 ()	時	分～	時	分
		月	日 ()	時	分～	時	分
		月	日 ()	時	分～	時	分
		月	日 ()	時	分～	時	分
		月	日 ()	時	分～	時	分
		月	日 ()	時	分～	時	分
		月	日 ()	時	分～	時	分
利 用 目 的					利用人数	人	
利 用 責 任 者	氏名				電 話		
利 用 内 容	1. アマチュアスポーツ イ. 営利を目的とする 2. その他の催しもの ロ. 営利を目的としない 3. 入場料等の徴収 (有 ・ 無)						
利 用 場 所	アリーナ (半 ・ 全)		格 技 場		会 議 室		
	一般用プール () コース		歩行用プール		幼児用プール		
利 用 料 金	アリーナ 円		格技場 円		会議室 円		
	一般用プール 円		歩行用プール 円		幼児用プール 円		
	審査の結果 (承認・却下) します。						
免 除	免除基準 条例第9条 号に該当						

上記のとおり南幌町スポーツセンターの利用を許可します。

年 月 日

申請者 団体（個人）名

住 所 _____

代表者氏名

指定管理者

別記第3号様式（第4条関係）

00.-00.-00	00.-00.-00
利用場所	利用場所
住居区分 利用券	住居区分 利用券
年齢区分	年齢区分
00:00	00:00
¥	¥
指定管理者	

別記第4号様式（第4条関係）

（表1枚目）

南幌町	No. _____
スポーツセンター回数券	
住居区分 年齢区分 (22枚綴り)	円
有効期限 利用料金改定まで 発行者 指定管理者	
スポーツセンター回数券 住居区分 / 年齢区分 (1枚につき1時間) 指定管理者	
スポーツセンター回数券 住居区分 / 年齢区分 (1枚につき1時間) 指定管理者	
スポーツセンター回数券 住居区分 / 年齢区分 (1枚につき1時間) 指定管理者	
スポーツセンター回数券 住居区分 / 年齢区分 (1枚につき1時間) 指定管理者	
スポーツセンター回数券 住居区分 / 年齢区分 (1枚につき1時間) 指定管理者	

（表2～4枚目）

スポーツセンター回数券 住居区分 / 年齢区分 (1枚につき1時間) 指定管理者
スポーツセンター回数券 住居区分 / 年齢区分 (1枚につき1時間) 指定管理者
スポーツセンター回数券 住居区分 / 年齢区分 (1枚につき1時間) 指定管理者
スポーツセンター回数券 住居区分 / 年齢区分 (1枚につき1時間) 指定管理者
スポーツセンター回数券 住居区分 / 年齢区分 (1枚につき1時間) 指定管理者
スポーツセンター回数券 住居区分 / 年齢区分 (1枚につき1時間) 指定管理者

別記第5号様式（第4条関係）

（表）

南幌町スポーツセンター		No. _____
年度 プール シーズン券		
氏 名 _____	住居区分 _____	年齢区分 _____
有効期限 _____	当該年度の開設期間 _____	(年齢 歳)
発行日 _____	年 月 日	
発 行 者 _____	指定管理者 _____	印

（裏）

1 本券は、有効期限内に本人のみが使用できます。
2 プールを利用する前に本券を受付に提示してください。
3 専用利用等により、プールを使用できない場合があります。
3 本券の払い戻しはできません。
4 本券を紛失しても、原則として再発行はしません。
問い合わせ
南幌町スポーツセンター (011-378-3190)

別記第6号様式（第4条関係）

（表1枚目）

No. _____	
南幌町スポーツセンター	
プール 回数券	
住居区分 年齢区分 （11枚綴り）	円
有効期限 利用料金改定まで 発行者 指定管理者	
プール 回数券 住居区分 / 年齢区分 （1枚につき1回） 指定管理者	
プール 回数券 住居区分 / 年齢区分 （1枚につき1回） 指定管理者	
プール 回数券 住居区分 / 年齢区分 （1枚につき1回） 指定管理者	
プール 回数券 住居区分 / 年齢区分 （1枚につき1回） 指定管理者	
プール 回数券 住居区分 / 年齢区分 （1枚につき1回） 指定管理者	

（表2枚目）

プール 回数券 住居区分 / 年齢区分 （1枚につき1回） 指定管理者
プール 回数券 住居区分 / 年齢区分 （1枚につき1回） 指定管理者
プール 回数券 住居区分 / 年齢区分 （1枚につき1回） 指定管理者
プール 回数券 住居区分 / 年齢区分 （1枚につき1回） 指定管理者
プール 回数券 住居区分 / 年齢区分 （1枚につき1回） 指定管理者
プール 回数券 住居区分 / 年齢区分 （1枚につき1回） 指定管理者

別記第7号様式（第7条関係）

指定管理者 様

南幌町スポーツセンター利用料金還付申請書

次のとおり、南幌町スポーツセンター利用料金の還付を申請します。

利用目的					
利用期間	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
利用場所					
納付済利用料金	円	還 付 金 額	円		
申請の理由					
審査（記入しないで下さい）	1 承 認		2 却 下		

年 月 日

団体名 _____

代表者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

別記第8号様式（第8条関係）

南幌町スポーツセンター特別設備設置等申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号 — —

次のとおり施設利用に当たり、特別の設備を設けたい(既存の設備を変更したい)ので申請します。

利 用 年 月 日	年 月 日
設置（変更）目的	
利 用 場 所	
設置（変更）日時	年 月 日 時 分
現状に回復する日時	年 月 日 時 分
特別の設備の設置 (既存の設備の変更) の 内容	

添付書類

特別の設備の設置又は既存の設備の変更の状況を示す略図

別記第9号様式（第8条関係）

南幌町スポーツセンター特別設備設置等許可書

年 月 日

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号 — —

次のとおり施設利用に当たり、特別の設備の設置(既存の設備の変更)を許可します。

利用許可年月日	年 月 日
設置（変更）目的	
利 用 場 所	
設置（変更）日時	年 月 日 時 分
現状に回復する日時	年 月 日 時 分
特別の設備の設置 (既存の設備の変更) の 内容	

指定管理者

議案第 21 号

南幌町農村環境改善センター条例の全部を改正する条例制定について

南幌町農村環境改善センター条例（昭和57年南幌町条例第22号）の全部を改正する
条例を次のように制定する。

令和6年9月20日提出

南幌町教育委員会教育長 西田 篤人

記

南幌町農村環境改善センター条例の全部を改正する条例

南幌町農村環境改善センター条例（昭和57年南幌町条例第22号）の全部を次のように改正する。

南幌町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例

（設置）

第1条 農業経営の改善、農村生活の向上及び農業者等の健康増進と地域連帯感の醸成を図ることを目的とし、南幌町農村環境改善センター（以下「改善センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 改善センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南幌町農村環境改善センター

位置 南幌町中央2丁目3番2号

（指定管理者による管理）

第3条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、改善センターの管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。

- （1） 改善センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- （2） 施設等の利用の許可に関する業務
- （3） 利用料金に関する業務
- （4） 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（利用の許可）

第4条 改善センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可された事項の変更又は取り消しをしようとするときも、同様とする。

（利用の制限）

第5条 指定管理者は、施設の管理運営上、必要と認めたときは、前条の許可に利用の制限、その他必要な条件を付することができる。

2 次の各号の一に該当するときは利用の許可をしない。

- （1） 公の秩序、又は風紀を乱すおそれのあるとき。
- （2） 建物及び施設物件等を損傷、滅失その他損害を与えるおそれのあるとき。
- （3） 特定の政党の利害に関する事業を行うとき。

(4) その他管理運営上適当と認め難いとき。

(利用の変更、停止又は許可の取消し)

第6条 指定管理者は、利用者が次の各号の一に該当するときは、利用の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

(1) 利用の許可条件に違反したとき。

(2) 条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により利用の許可等を受けたことが判明したとき。

(4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

(5) 前条第2項に該当すると認めたとき。

2 前項の規定により利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。

(特別設備等の許可)

第7条 利用者は、改善センターの利用に当たって特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金)

第8条 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表に定める利用料金の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。また、これを変更しようとするときも、同様とする。

3 利用者は利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の免除)

第9条 次に掲げるものは、利用料金を徴収しない。

(1) 町及び教育委員会が主催又は共催で利用する場合

(2) 町が委嘱する非常勤特別職の委員会が主催で利用する場合

(3) 国、道等の関係機関が主催で利用する場合

(4) 町長が会長職となっている団体が主催で利用する場合

(5) 町内の学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所が行う教育活動又は保育活動で利用する場合

(6) 町内の障がい者を活動の主体として構成された団体が利用する場合

(7) 指定管理者が施設の管理運営等に関して利用する場合

(8) 消防署又は消防団が主催で利用する場合

(9) 町内会が主催で利用する場合

(10) 郷土芸能等の保存継承団体が利用する場合

(11) 青少年育成団体が利用する場合

(12) 町内の生活安全対策を推進する極めて公共性の高い組織が主催で利用する場合

(13) 極めて公共性の高い活動を行う団体で、町長が認める団体が利用する場合
(利用料金の還付)

第10条 既納の利用料金は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 改善センターの管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰すことができない理由により、改善センターを利用することができないとき。

(3) 利用日の10日前までに利用の変更又は取り消しを申し出て、指定管理者が認めたとき。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、その利用を終えたとき、又は利用の許可を停止され、若しくは取り消されたときは、直ちにその利用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第12条 利用者が故意又は過失により施設等、その他の物件を損傷し又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(入館の禁止等)

第13条 指定管理者は、改善センター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者を退館させることができる。

(必要措置の命令等)

第14条 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用を許可した場所に立ち入り、利用者に報告を求め、又は必要な措置をとることを命ずることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の日から、指定管理者が指定されるまでの間は、改正前の南幌町農村環境改善センター条例を適用する。

別表（第8条関係）

区分		1時間につき
一階	多目的ホール	1,000円以内
	ステージ	100円以内
	研修室1	140円以内
	農村青年室	60円以内
	農村婦人室	60円以内
二階	研修室2	240円以内
	和室1	80円以内
	和室2	80円以内

備考

- 1 多目的ホールの利用は、5人以上の構成をもって利用する場合に限る。
- 2 冠婚葬祭での利用については、新生活運動によるものを対象とする。利用料金は1回につき、12,000円とし、全館貸切利用とする。
- 3 町民以外の者が利用する場合は、10割加算する。
- 4 入場料等を徴収する場合は、10割加算する。
- 5 営利又は営業が目的の場合は、10割加算する。
- 6 入場料を徴収し、かつ営利又は営業が目的の場合は、30割を加算する。
- 7 1時間未満の利用料金については、1時間として算出する。

提案理由

南幌町農村環境改善センターの管理を地方自治法に基づく指定管理者に行わせるため、本案を提案するものである。

議案第 22 号

南幌町農村環境改善センターの管理等に関する規則の全部を改正する
規則制定について

南幌町農村環境改善センターの管理等に関する規則（平成26年南幌教育委員会規則第
5号）の全部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年9月20日提出

南幌町教育委員会教育長 西田 篤人

記

南幌町農村環境改善センターの管理等に関する規則の全部を改正する規則

南幌町農村環境改善センターの管理等に関する規則の全部を次のように改正する。

南幌町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南幌町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（令和6年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間及び休業日)

第2条 南幌町農村環境改善センター（以下「改善センター」という。）の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

2 休業日は次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

(1) 毎週月曜日

(2) 12月30日から翌年1月5日まで。

(3) その他、教育委員会が必要と認めたとき。

(利用の申請)

第3条 改善センターを利用しようとする者は、改善センター利用申請書（様式第1号。）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

(利用の許可)

第4条 指定管理者は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、改善センター利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を交付するものとする。

2 前項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の際、利用許可書を携帯し、指定管理者から求められたときは、提示しなければならない。

(利用料金の納付)

第5条 改善センターの利用料金は、納入通知書により納入しなければならない。

(利用の変更等)

第6条 利用者が許可された事項の変更をしようとするときは、あらかじめ利用許可書を指定管理者に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 利用者が許可された事項の取り消しをしようとするときは、利用許可書を指定管理者に返還しなければならない。

(利用料金の還付)

第7条 条例第10条ただし書の規定による利用料金の還付は、次の基準による。

- (1) 全部利用できなくなったとき……全額
- (2) 一部利用できなくなったとき……一部に相当する額
- (3) 時間単位で利用できなくなったとき……時間に相当する額

- 2 前項の規定により、利用料金の還付を受けようとする者は、改善センター利用料金還付申請書(様式第3号。)を指定管理者に提出しなければならない。

(特別設備等の申請及び許可)

第8条 条例第7条の規定による許可を受けようとする者は、改善センター特別設備設置等申請書(様式第4号。)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請を許可したときは、改善センター特別設備設置等許可書(様式第5号。)を交付するものとする。

(指定管理者の立ち入り等)

第9条 利用者は、指定管理者が改善センターの管理運営のために立ち入ることを拒むことができない。

(利用者等の遵守事項)

第10条 利用者及び入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく改善センター(敷地を含む。以下同じ。)内で物品の配付、又は販売、若しくは募金等の行為を行わないこと。
- (2) 許可なく改善センター内で広告宣伝物等を掲示し、又は配付し、若しくは看板立札等を設置しないこと。
- (3) 改善センター内の所定の場所以外で飲食、又は喫煙、若しくは火気を使用しないこと。
- (4) 建物、又は附属設備、若しくは備付物品を損傷、滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出ること。
- (5) 許可を受けた目的以外に利用し、その全部若しくは一部を他に転貸し、又はその権利を譲渡しないこと。
- (6) その他施設等の管理運営に支障を及ぼす行為をしないこと。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の日から、指定管理者が指定されるまでの間は、改正前の南幌町農村環境改善センター管理等に関する規則を適用する。

提案理由

南幌町農村環境改善センターの管理を地方自治法に基づく指定管理者に行わせるため、本案を提案するものである。

南幌町農村環境改善センター利用申請書

月		利用時間	利用室名	利 用 者 責 任 者	氏名 電話
日	時 分 ～ 時 分	・農村青年室・農村婦人室 ・研修室1・研修室2 ・和室1・和室2 ・ステージ・多目的ホール			
日	時 分 ～ 時 分	・農村青年室・農村婦人室 ・研修室1・研修室2 ・和室1・和室2 ・ステージ・多目的ホール	利 用 目 的		
日	時 分 ～ 時 分	・農村青年室・農村婦人室 ・研修室1・研修室2 ・和室1・和室2 ・ステージ・多目的ホール	利 用 人 数	名	
			飲 食 の 有 ・ 無	有 ・ 無	
日	時 分 ～ 時 分	・農村青年室・農村婦人室 ・研修室1・研修室2 ・和室1・和室2 ・ステージ・多目的ホール	利 用 希 望 備 品 名	机 人分・椅子 人分 茶道具・放送設備一式 その他	
日	時 分 ～ 時 分	・農村青年室・農村婦人室 ・研修室1・研修室2 ・和室1・和室2 ・ステージ・多目的ホール	そ の 他 参 考 事 項		

納入通知書

利用料金	円	町外加算	円	領収印
入場料 加 算	円	営利加算	円	
入場料 営利加算	円	合 計	円	
免 除	条例第9条 号に該当			

上記のとおり南幌町農村環境改善センターの利用を申請します。

年 月 日

指定管理者 様

申請者 団体名

住所

代表者氏名

南幌町農村環境改善センター利用許可書

月		利用時間	利用室名	利 用 者	氏名 電話
日	時 分 ～ 時 分		・農村青年室・農村婦人室 ・研修室1 ・研修室2 ・和室1・和室2 ・ステージ・多目的ホール	利 用 者	
日	時 分 ～ 時 分		・農村青年室・農村婦人室 ・研修室1 ・研修室2 ・和室1・和室2 ・ステージ・多目的ホール	利 用 目 的	
日	時 分 ～ 時 分		・農村青年室・農村婦人室 ・研修室1 ・研修室2 ・和室1・和室2 ・ステージ・多目的ホール	利 用 人 数	名
				飲 食 の 有 ・ 無	有 ・ 無
日	時 分 ～ 時 分		・農村青年室・農村婦人室 ・研修室1 ・研修室2 ・和室1・和室2 ・ステージ・多目的ホール	利 用 希 望 備 品 名	机 人分・椅子 人分 茶道具・放送設備一式 その他
日	時 分 ～ 時 分		・農村青年室・農村婦人室 ・研修室1 ・研修室2 ・和室1・和室2 ・ステージ・多目的ホール	そ の 他 参 考 事 項	

領 収 書

利用料金	円	町外加算	円	領収印
入場料 加 算	円	営利加算	円	
入場料 営利加算	円	合 計	円	
免 除	条例第9条 号に該当			

上記のとおり南幌町農村環境改善センターの利用を許可します。

年 月 日

申請者 団体名

住所

代表者氏名

指定管理者

様式第 3 号 (第 7 条関係)

指定管理者 様

南幌町農村環境改善センター利用料金還付申請書

次のとおり、南幌町農村環境改善センター利用料金の還付を申請します。

利用目的			
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
利用場所			
納付済利用料金	円	還 付 金 額	円
申請の理由			
審査 (記入しないで下さい)	1 承 認 2 却 下		

年 月 日

団体名 _____
代表者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

様式第4号（第8条関係）

南幌町農村環境改善センター特別設備設置等申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号 — —

次のとおり施設利用に当たり、特別の設備を設けたい(既存の設備を変更したい)ので申請します。

利 用 年 月 日	年 月 日
設置（変更）目的	
利 用 場 所	
設置（変更）日時	年 月 日 時 分
現状に回復する日時	年 月 日 時 分
特別の設備の設置 (既存の設備の変更) の 内容	

添付書類

特別の設備の設置又は既存の設備の変更の状況を示す略図

様式第5号（第8条関係）

南幌町農村環境改善センター特別設備設置等許可書

年 月 日

申請者 住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号 — —

次のとおり施設利用に当たり、特別の設備の設置(既存の設備の変更)を許可します。

利用許可年月日	年 月 日
設置（変更）目的	
利 用 場 所	
設置（変更）日時	年 月 日 時 分
現状に回復する日時	年 月 日 時 分
特別の設備の設置 (既存の設備の変更) の 内容	

指定管理者

教育委員会 10 月行事予定表

(学校教育係・給食センター)

日	行 事 内 容	時間	場 所	日	行 事 内 容	時間	場 所
1 火				17	給食試食会	11:30	ぼろろ
2	校長・教頭会議	9:30	南幌中	木			
3 水				金			
4 木				19	学習発表会		小学校
5 金				土			
6 土				20			
7	スマイル塾(中学生英語)	14:45	中学校	日			
8 月				21	スマイル塾(中学生数学)	14:45	中学校
9 火				月			
10 水				22	スマイル塾(小学生)	14:45	小学校
11 木	前期終業式		中学校	火			
12 金				23			
13 土				水			
14 日				24			
15 月	後期始業式		中学校	木			
16 火				25			
17 水				金			
				26			
				土			
				27			
				日			
				28			
				月			
				29			
				火			
				30			
				水			
				31			
				木			

令和6年度 社会教育事業日程表【10月】									
日	曜日	事業名等	時間	場所	日	曜日	事業名等	時間	場所
1	火	【初級】一般スイミング	1900~2000	町民プール	17	木	ジュニアアスリートクラブ 【中級】一般スイミング	1600~1700 1900~2000	スポーツセンター 町民プール
2	水				18	金			
3	木	ジュニアアスリートクラブ 【中級】一般スイミング	1600~1700 1900~2000	スポーツセンター 町民プール	19	土	生涯学習講座（そば打ち）	9:30~12:30	ぼろろ
4	金				20	日			
5	土	4町リーダー研修	8:00~17:00	長沼町	21	月	フィットネス教室 骨盤体操 フィットネス教室 エクササイズ	14:00~15:00 19:30~20:30	スポーツセンター スポーツセンター
6	日				22	火	【初級】一般スイミング	1900~2000	町民プール
7	月	生涯学習講座（出張コピー教室） 第4回社会教育審議会	10:00~12:00 18:30~	ぼろろ ぼろろ	23	水			
8	火	【初級】一般スイミング	1900~2000	町民プール	24	木	ジュニアアスリートクラブ 【中級】一般スイミング	1600~1700 1900~2000	スポーツセンター 町民プール
9	水	さわやかカレッジ（修学旅行）	9:00~	小樽方面	25	金			
10	木	さわやかカレッジ（修学旅行） ジュニアアスリートクラブ 【中級】一般スイミング	~17:00 1600~1700 1900~2000	小樽方面 スポーツセンター 町民プール	26	土	生涯学習講座（そば打ち）	9:30~12:30	ぼろろ
11	金				27	日	リサイクルブックフェア	13:00~16:00	ぼろろ
12	土	はれっばマラソン大会 生涯学習講座（そば打ち）	8:00~10:00 9:30~12:30	中央公園周辺 ぼろろ	28	月	フィットネス教室 骨盤体操 フィットネス教室 エクササイズ	14:00~15:00 19:30~20:30	スポーツセンター スポーツセンター
13	日				29	火	ブックスタート 芸術鑑賞会（幼児）	9:30~10:30 10:30~11:00	あいくる 改善センター
14	月	町民歩こう会 北海道スポーツ推進委員研究協議会	8:30~13:30 10:00~16:00	千歳道の駅 増毛町	30	水			
15	火	【初級】一般スイミング	1900~2000	町民プール	31	木	ジュニアアスリートクラブ 町民プール開設日	1600~1700 ~2000	スポーツセンター スポーツセンター
16	水								
【11月主要事業】総合文化展【改善センター】 ・図書室だより									